

よって、子どもの安全を守るため、児童福祉法第28条で対応する必要性が出てくる。ただ、児童福祉法第28条は従来、親から子を分離する場合にのみ適用され、施設を出るときは家庭裁判所が関与することなく児童相談所と施設の話し合いに留まっていた。そこで、児童福祉法では2年をめどに親へのケアを設定することが考えられるようになった。ただし、どういった手順でやっていくのかについては、まだ未施行段階であり、過去に児童相談所が積み重ねてきた叡智によっている。

「返してほしい」「子育てができるから」という言葉だけでは、子どもを守れる保障がないので、すぐに子どもを家に返すわけにはいかない。

どういった事例が返せるめやすになるのか、また家に帰れるためには、どのような用件を整える必要があるのかといったことが第28条の場合慎重に扱うべき課題となる。

3. 援助プロセス

①アセスメントと計画の段階

1. 成功例からみる親

すでに始めに述べたように児童相談所に反発をしている親であり、その背景には、複雑な思いが絡んでいる。その中で、どういった親が再統合にむけられるかについては、経験的な事実に基づいたところで提出できる項目は以下の点があげられる。

- ① 虐待を認めている
- ② 親子間に愛着関係がある
- ③ 子どもと暮らしたいという願いが親側に強い
- ④ 現実的なことへの努力がなされる。
- ⑤ 児童相談所の家族再統合プログラムに親が同意する。

といったことが考えられる。

児童福祉法第28条を申し立てすることで、同意が得られる親もいる。のち申し立ては取り下げとなっても、きっかけとして親への枠組みが設定できる場合もあるが、以下のモデルは実質上、児童福祉法28条事例として子どもが入所した場合である。

② チームで担当する

親の選択が決定すれば、生活環境調整ではワーカーが担当し、心理的なカウンセリングは精神科医が担当する(例えば大阪市では「被虐待児の親・子の心理的治療事業」として嘱託)。精神科医、ワーカー、心理職のチームワークで親支援、再統合ができるならそれを目的とした計画が立てられる。

③ 援助計画・実行に際しての留意点

精神科医は、臨床心理と、ワーカーから、いくつかの情報は得ている。またどういったアプローチが必要なのかについてはあらかじめ討議がなされる。

枠付けを行う。親によっては、子どもを奪ってかえりたいと願っている場合もある。子どもの安全や子どもが脅威に感じさせないためにも、親として安全な状態で子どもと合える

ことをどのように責任をもってできるのかの取り決めをしておく必要がある。

- 遵守事項をどのようにするかが討議される。
- 通常、子どもに面会ができるまでには、いくつかのステップを踏む必要がある。
- 子どもの状況は施設の意見、子どもが年長であれば子どもの意見、そして児童相談所の判断で実施していく。
- 面会の後、親子関係のアセスメントをする
- 親と子が児童相談所内で、出会う場合、施設で出会う場合の際の配慮を検討しておく。
- 親と子の外出の可能性と内容を検討する。
- 子の外泊について検討をする。これについては、2、3日、7日、10日、学期休みまで親子の状態により、設定する。親子の緊張関係を増幅させない配慮。
- 子どもの状態を親に伝えながら、親の子への認知を変えていくことも事例によっては必要である。
- 子どもへの家庭復帰のためのリスクアセスメントを検討する。
- 子の家庭復帰を経過観察 親子の生活が安定した時点で措置停止へ。
- 地域の虐待防止ネットワークや、児童相談所でフォローしていく。

実際例

4. 先例から導きだされたこと

(出展：紀要2004. 11号 大阪市中央児童相談所)

実際に親の心情はどのように変化していくのかについて、一つの事例から親が子どもと分離後のワーカーとカウンセリングの具体例からのプロセスを紹介しておきたい。

1) 28条の意味づけ

親にとって、児童福祉法第28条は一つの枠組みとなり、子どもと暮らしたいという希望があり、カウンセリングに同意した。カウンセリングを受けるときに、子どもに児童相談所で面会ができるという条件もつける。3ヵ月ごとに更新をすること。カウンセリングは月2回。ワーカーによる家庭訪問が月2回。週一回親をフォローすることになる。

2) 親の状況

- ① ワーカーが親の生活状況をアセスメントし、ニーズを把握するために、家庭訪問する。具体的サービスを提供していく。
個別カウンセリングでは、月回、親の思いについて話す。
当初は、親の子どもを保護されたことへの反発が語られる。
- ② 子どもと児童相談所で立会いのもと面会することが設定される。
施設から子どもの生活の状況や親への感情をアセスメントしてもらい、子どもも親

に会いたがっている。

初回から親が子どもの奪還行動にでる。

保護者と援助者の信頼関係ができていない場合には、毅然とした態度で制止。

しかし、親のいい面についてはプラス評価を心がける。

③ 子どもとの面会禁止

親追い詰められ、飲酒、不安定になる。孤独。

そのなかで、カウンセリング中、自分の生い立ちを話始める。援助者と保護者の信頼関係の基礎固めがはじまる。

親が再び安定したので、子どもとの面会を再開する。

④ 子ども施設の施設名を明かし、学校行事に参加させる。

親が直接、施設との連絡をとらないことを約束させていたが、違反して親電話する。

児童相談所毅然とした態度で約束違反であることを伝える。

カウンセリングにて、親サポート。ワーカーが親の承認欲求を受け入れていく。

⑤ 親に承認欲求が出てくる。生活安定へ。外泊許可。

約束を破り、引き取りを主張。

確認書を取りかわす。父親も参加。共同の枠組み作りに意味があった

⑥ 引き取りへ

カウンセリングを受けることを条件に家庭復帰をみとめ、継続的サポートをする。

虐待被害者の治療的援助は「絶望—怒り—すがりつき—依存—甘え—承認欲求—自信—自立への欲求—社会とのつながりを求める」のプロセスを踏む。支援は、「親の育てなおし」であった。

援助者関係は、当初は「枠組みをつける」ことから、やがて、対等な関係へと移行していった。

違反行為については、「枠組みのはめなおし」「保護者の不安・不満のあらわれ」「援助のふりかえりと評価」としてとりあげながら、冷静な判断にもとづいた現実的な対応が求められる。いつでもSOSで相談してくるようにとすることで終了。

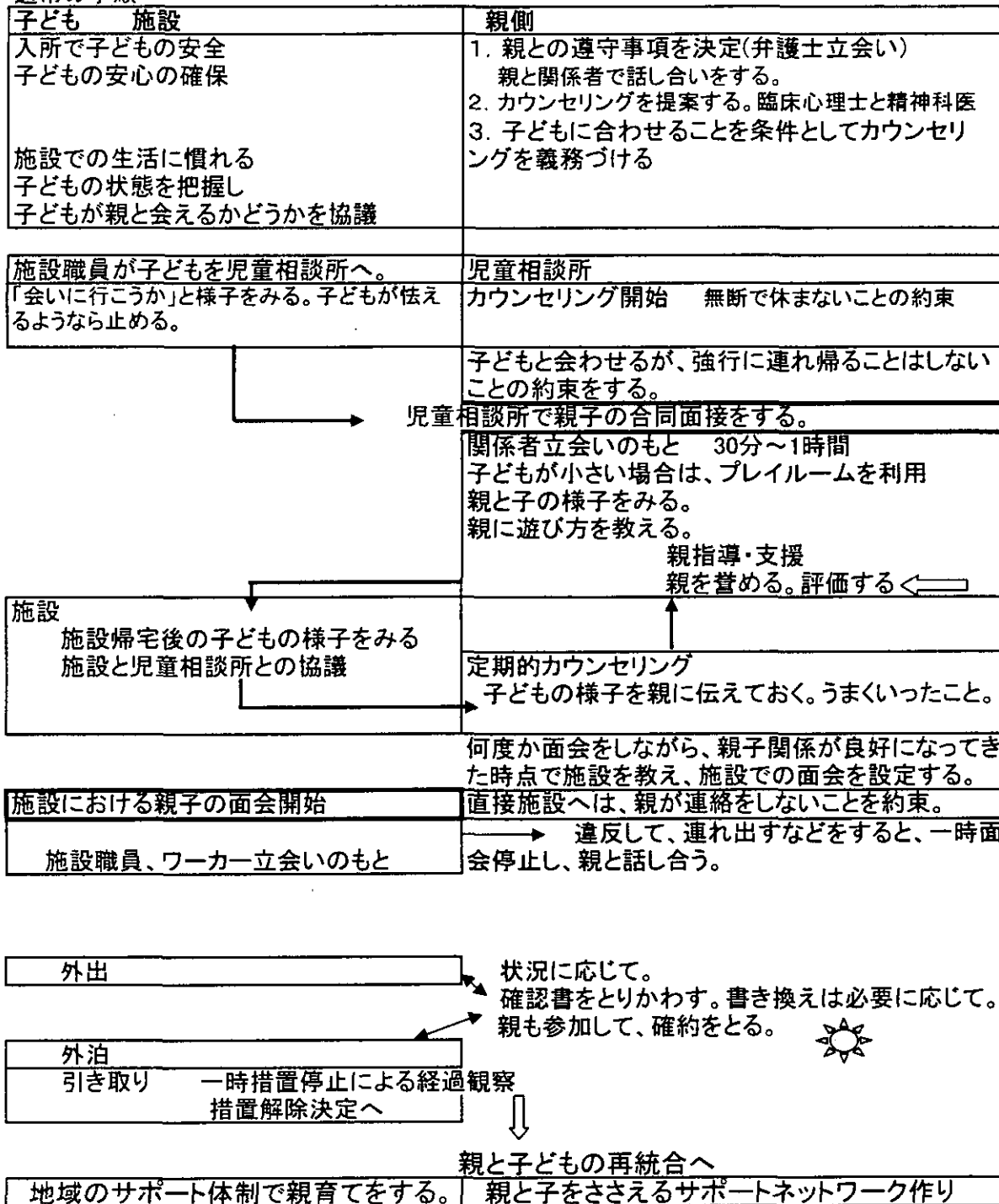
以上が、成功例からの導きである。

基本は、枠組みを設定しながら、ケースワーク対応と、カウンセリングを通して、親育てをしておし、親が生活安定をし、認めてもらえた体験を身につけ、困ったときは、SOSが出せる相手がいることを学ぶことで、地域で生きる力を得ていったことを教えてくれる。

法第28条対応についてのモデル図

条件： 返してほしいという要望がある。
 子どもとの愛着関係がある。
 子どもが基本的には、親を恐れていない。
 虐待自覚あり

通常の手順



まとめ

- 1 申し立てることによって一つの枠組みができる
28条を申し立て認容後、親子の再統合の枠組みをつくる
- 2 誓約書の決め方
 - 1、関係者と親ともに一緒にきめる
 - 2、ルール違反をすれば、弁護士立会いのもとで設定のしなおしをする。
 3. 子どもの代理人、親の代理人をたてることで、第3者が入るのでスムーズに進む。
- 3 精神科医、ワーカー、心理のチームワークで働く
ケースワークは家庭訪問を通じて関係を構築。生活支援と親への関係づけ。
カウンセリング: 一対一関係の場を設けていく。
親のカウンセリングを条件に子どもとの面会を提案。
親は子どもに会いたいために来所
- 4 当初は、枠組みづくり、信頼関係がつく前は、毅然とした態度で。
信頼関係がついていくと、やがて、対等な関係へ。
- 5 **親育て(ペアレンティング)**
親との信頼関係
親が自分を語れる
親が承認される
親が子どもと関われる: 具体的知識・技術も習得
親が社会と関われる。支えられる。